

第9章 路上喫煙防止事業

1 概 説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、副流煙による第三者への健康被害、及び吸い殻の散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、市民等に対し、道路、公園、その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く）における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない」ことを規定している。

また、市域の駅周辺等を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止している。

なお、罰金及び過料等の罰則は設けていないが、路上喫煙禁止地区内で喫煙を行う者に対して、必要な指導・勧告について規定しており、路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行うとともに、散乱した吸い殻等の清掃を実施している。

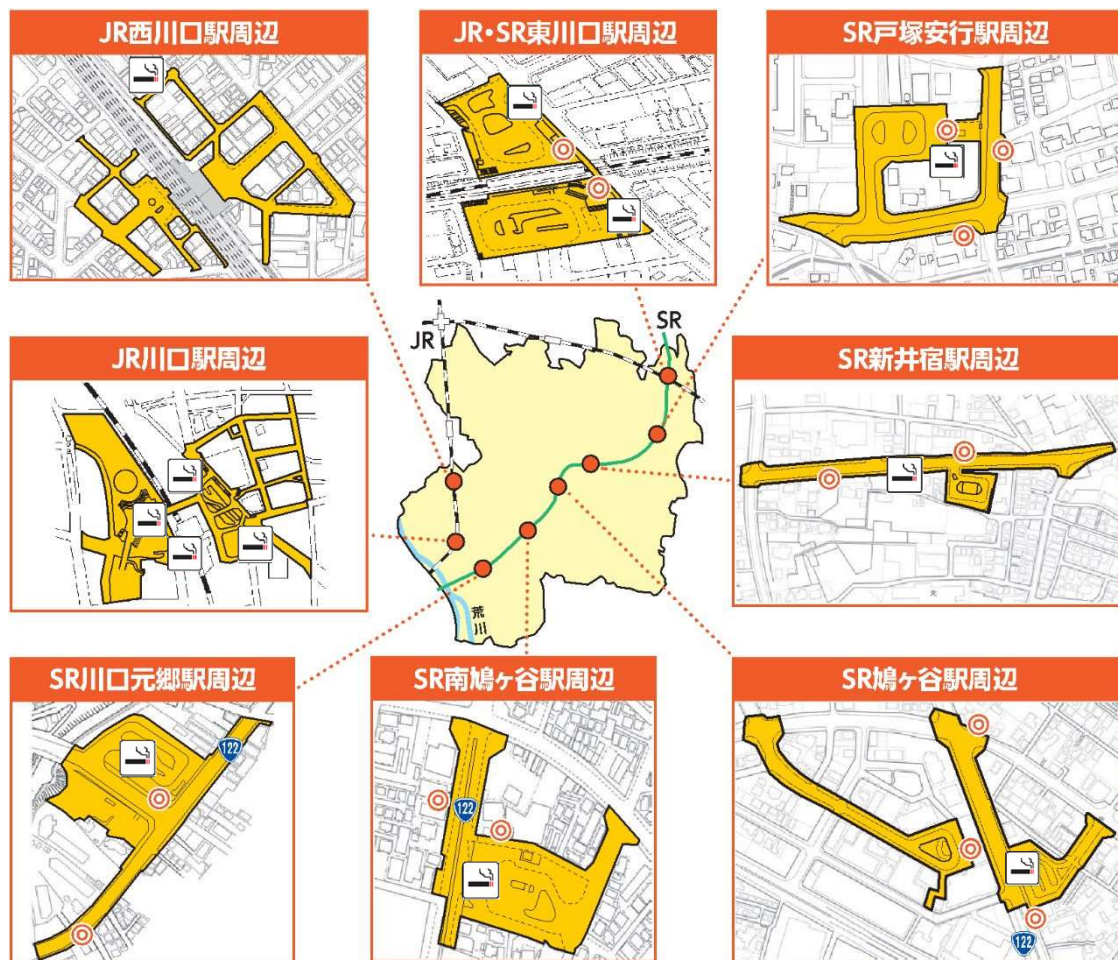
令和3年6月に「川口市路上分煙基本計画」を策定し、禁止地区の指定要件を決定の上、禁止地区を指定していなかった駅周辺について検討し、市域の全駅周辺を禁止地区として指定し、1箇所以上の喫煙所を設置している。

今後も、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる様々な分煙対策を実施していく。

2 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成17年12月 1日	J R 川口駅周辺、J R 西川口駅周辺	
平成18年11月 1日	J R 川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業完了に伴い拡大
平成19年10月 1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして指定
平成22年 7月16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
平成24年 7月 1日	J R ・ S R 東川口駅周辺	駅周辺の乗降客数の増加に伴い、たばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
川口市路上分煙基本計画の策定		
令和 3年10月 1日	S R 川口元郷駅周辺、S R 南鳩ヶ谷駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 4年10月 1日	S R 鳩ヶ谷駅周辺、S R 新井宿駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	S R 戸塚安行駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	J R 西川口駅周辺の指定地区を拡大	川口市路上分煙基本計画の要件による

◎路上喫煙禁止地区の範囲



路上喫煙禁止地区
 路上喫煙自粛地区

 指定喫煙所

 SR駅出入口

3 路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内 容
駅 頭 キ ャ ン ペ ー ン	J R 川 口 駅 (11/8)、J R 西 川 口 駅 (11/9)、J R ・ S R 東 川 口 駅 (11/10)、J R 蕨 駅 東 口 の 川 口 市 域 (11/13)、S R 川 口 元 郷 駅 (11/14)、S R 南 鳩 ヶ 谷 駅 (11/15)、S R 鳩 ヶ 谷 駅 (11/16) 及 び S R 新 井 宿 駅 (11/17・雨天のため中止) において、路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンを実施した。
巡 回 パ ト ロ ー ル	路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行い、路上喫煙者への指導等を実施した。
啓発用の横断幕、路面シール、看板および柱面シールの設置	啓発用の横断幕、路面シール及び看板を路上喫煙禁止地区内に設置した。